

令和2年10月

建設工事の入札参加者 各位

お知らせ

—現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて—

このたび、蒲郡市公共工事請負契約約款第11条第2項及び第3項の規定に基づく現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、近年の建設産業における就業者の減少や高齢化などの社会情勢を踏まえ、工事現場の安全管理等に支障のないよう配慮したうえ、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 常駐を要しない期間

実質的に現場が稼働していない期間については、現場代理人の常駐を要しないものとします。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間
- (5) 現場代理人を兼務する場合において、一方の工事現場に駐在することにより他方の工事現場を不在にする期間
- (6) その他工事現場において作業等が行われていない期間

2 現場代理人の兼務について

現場代理人の兼務については、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 兼務の対象となる工事

入札公告または指名通知書に兼務が可能な旨を記載した工事で、次の要件をすべて満たす場合は、合計で2件までの工事の現場代理人を兼務できるものとします。

ア 本市発注工事であること。

イ 兼務する工事のいずれも設計価格が3,500万円未満（建築一式工事にあつては

7,000万円未満)であること。

(2) 兼務を認める際の条件

ア 兼務するそれぞれの工事について、現場代理人が現場を離れる場合に、確実に連絡が可能である連絡員を工事現場に配置し、発注者との連絡に支障がないよう万全を期すこと。

イ 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在し、それぞれの工事における現場代理人としての職務を適切に執行すること。

(3) 兼務の手続

受注者は、現場代理人の兼務を希望する場合、現場代理人兼務届(別記様式)を速やかに兼務するそれぞれの工事担当課へ提出してください。

(4) 兼務を認めない者

設計価格500万円以上の工事の兼務を希望する場合において、前年度に現場代理人又は主任技術者等としての本市発注工事の施工実績(小規模工事は含まない。)がない者及び前年度の本市工事成績で現場代理人又は主任技術者等として72点未満の工事成績があった者。

(5) その他留意事項

ア 設計価格500万円未満の維持工事、既契約工事の附帯工事(特命随意契約によるもの)等については、兼務件数には含めません。

イ 兼務を認めた工事が契約変更により要件を満たさなくなった場合についても、法令等に抵触する場合を除き、引き続き兼務を認めます。

ウ 現場代理人の兼務により、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、当該現場代理人の兼務の取消し、工事成績評定への反映、指名停止等、必要な措置をとります。

3 適用時期

令和2年10月12日以降に入札公告または通知を行う工事から適用します。ただし、適用日時点において契約中の工事については、この取扱いに基づき発注者が兼務を認めた場合、適用できるものとします。

4 問い合わせ先

総務部 契約検査課 工事検査担当 電話0533-66-1146